

指定居宅介護支援に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚労令38）の第4条の規定のに基づき、居宅介護支援をご利用いただく利用者の方へ説明するべき内容を示したものです。

1 事業主体

事業者名称	社会福祉法人 雄心会
所在地	〒041-1221 北海道北斗市清水川4番地1
代表者名	理事長 伊藤 正明
電話番号	0138-77-1700
ファクシミリ	0138-77-1600

2 指定居宅介護支援（居宅介護サービス計画書作成）を担当する事業所

事業所名	ケアプランセンター ひのき
指定事業所番号	0171600547
所 在 地	〒043-0021 北海道檜山郡江差町字柳崎町86-2
管理者名	斉藤 拓美
電話番号	0139-56-8006
ファクシミリ	0139-52-5964
担当者名	介護支援専門員 <u>久保智恵子</u>

3 職員体制

職名	常勤	非常勤	兼務別	合計
管理者	1名		兼務	1名
主任介護支援専門員	0名		1名	1名（管理者と兼務）
介護支援専門員	1名		0名	1名

4 営業時間

営業日・時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分 ※営業時間外においては、携帯電話等での24時間対応となります。
休業日	土・日曜日 祝祭日 ※年末年始の休業は、12月30日から1月3日まで

5 事業の実施地域

サービス提供の可能な地域	江差町・厚沢部町・乙部町・上ノ国町
--------------	-------------------

6 居宅介護支援の概要および利用料等

自己負担はございません。 別紙をご参照下さい。

※ 生活保護法の規定により、介護扶助の適用となる方においても自己負担はありません。

7 その他の費用

○要介護認定更新・変更申請・・・あなたの御希望により事業所にて申請を代行いたします。手続きは無料です。

○複写交付料・・・あなたの希望に応じて「居宅介護サービス計画書」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合、複写に要する実費を御負担いただく場合があります。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び職員は、サービスを提供する上で知り得たあなた及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業所は、あなたからあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当種会議において、あなたの個人情報を用いません。また、あなたの家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当種会議であなたの家族の個人情報を用いません。

事業所は、あなた及びあなたの家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理種の注意をもって管理し、また、処分に際しても第三者への漏洩を防止するものとしします。

9 苦情相談窓口

■ 事業者の窓口 「ケアプランセンターひのき」	担 当 齊藤 拓美 電 話 (0139) 56-8006 FAX (0139) 52-5964
■ 北海道設置機関の窓口 「北海道国民健康保険団体連合会」	電 話 (011) 231-5161
■ その他 各市町村役場・介護保険担当窓口、または、もよりの地域包括支援センターでも受け付けております。	

10 虐待の防止について

事業者は、利用等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

■ 虐待防止に関する担当者	斉藤 拓美（管理者）
---------------	------------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 公正中立の確保

利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、全6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき、居宅介護支援の提供開始に際し、利用者又はその家族の理解が得られるよう十分説明を行い、理解を得るよう努めます。

（令和6年9月1日～令和7年2月末）

サービス種別／割合	紹介上位事業者名および割合		
訪問介護 (○%)	あっさぶ社協ヘルパーサービス (○%)	えさし社協ヘルパー ステーション (○%)	ヘルパーステーションゆいっこ (○%)
通所介護 (○%)	デイサービスセンターひのき (○%)	厚沢部町デイサービスセンター (○%)	えさし社協デイサービスまるやま (○%)
地域密着型通所介護 (○%)	(○%)		
福祉用具貸与 (○%)	北海道アピオス (○%)	(株) マルベリーさわかセンター (○%)	ハート T0 ハート (○%)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、重要事項について上記のとおり説明を行いました。
※令和3年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字又はゴム印）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

【所在地】 〒043-0021 北海道檜山郡江差町字柳崎町86-2

社会福祉法人 雄心会

【事業所名】 指定居宅介護支援事業所

ケアプランセンター ひのき 印

説明者氏名 _____ 久保 智恵子 _____ 印

上記内容の説明を事業所から受け、確かに同意しました。

【利用者】

住 所 _____ 檜山郡 _____

氏 名 _____ 印

【署名代理人：選定した場合のみ】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

居宅介護支援の概況および利用料等

令和6年4月1日報酬改定時点

管理業務による請求にて国民健康保険団体連合会より、全額事業所へ支給されますので、あなたの自己負担はありません。ただし、あなたの介護保険料の滞納等がある場合は、実費によるお支払いを請求する場合があります。

※生活保護法の規定により、介護扶助の適用となる方においても自己負担はありません。

ご不明な点がございましたら、担当介護支援専門員へご確認ください。

【基本利用料】

居宅介護支援（Ⅱ）：情報通信機器の活用や事務職員の配置をしている事業所対象。

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)	
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ） <取扱件数が45件未満>	要介護度1・2	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ） <取扱件数が45件以上60件未満>	要介護度1・2	5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅲ） <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ） <取扱件数が50件未満>	要介護度1・2	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ） <取扱件数が50件以上60件未満>	要介護度1・2	5,270円
	要介護度3・4・5	6,830円
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅲ） <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,160円
	要介護度3・4・5	4,100円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院した日のうち、病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,500円

加算の種類	加算の要件	加算額
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院等に入院した翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（１月につき１回を限度）	2, 0 0 0 円
特定事業所医療介護連携加算	①前々年度の３月から前年度の２月までの間において退院・退所加算に係る病院との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が３５回以上 ②前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定 ③特定事業所（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること	1, 2 5 0 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に係る必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院期間中につき１回を限度） ※上記内容については、退院・退所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）において共通事項 要件：必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けていること	4, 5 0 0 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	要件：必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けていること	6, 0 0 0 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	要件：必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受けていること	6, 0 0 0 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	要件：必要な情報の提供を２回受けており、うち１回以上はカンファレンスによること	7, 5 0 0 円
退院・退所加算（Ⅲ）	要件：必要な情報提供を３回以上受けており、うち１回以上はカンファレンスによること	9, 0 0 0 円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（１月に１１回を限度）	5 0 0 円

加算の種類	加算の要件	加算額
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)	2,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上、介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,210円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員1名以上(他の事業所との兼務可)を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	1,140円
ターミナルケア マネジメント加算	24時間、連絡が取れる体制を整え、利用者等の同意を得た上で死亡日及び死亡日前2週間以内に2日以上訪問し、支援した場合	4,000円

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円